

箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金

ご案内

【問い合わせ先・提出先】

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 保育幼稚園利用室
〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市役所 別館2階(子ども総合窓口)
電話番号:072-724-6791 FAX番号:072-721-9907



箕面市独自の制度として、多子世帯の保育料にかかる経済的負担を軽減するため、0～2歳児が認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)を利用した場合の保育料について、認可保育園と同等の多子軽減を実施できるよう第2子以降の保育料を補助します。

1. 対象者

以下のすべての要件を満たすかた

- ①就学前の子どものうち最年長を第1子とし、第2子以降となる0～2歳児
※市区町村民税所得割額が77,100円以下の世帯の場合、生計が同一のきょうだい(成年に達している子を含む)から数えます。
- ②児童・保護者ともに箕面市に住民登録があり、かつ居住しているかた
※利用する保育施設等の所在地は、箕面市内・市外を問いません。
- ③対象者の子どもの保護者いずれもが週平均4日以上かつ1日平均概ね4時間以上(月64時間以上)の就労をしている
- ④市民税課税世帯

※市民税非課税世帯は施設等利用給付認定3号(新3号)の対象です。
詳細は右の二次元コードより市ホームページをご確認ください。



2. 補助金額(月額)

利用保育施設	クラス	小学校就学前子ども	
		第2子	第3子以降
認可外保育施設	0・1・2歳児	21,000円 を上限に補助	42,000円 を上限に補助
企業主導型保育 施設	0歳児	18,550円 を上限に補助	37,100円 を上限に補助
	1・2歳児	18,500円 を上限に補助	37,000円 を上限に補助

3. 補助対象施設

※以下のうち、福利厚生施設である事業所内保育施設や院内保育施設、または一時預かりの専用施設等を利用している場合は対象となりません。

●幼児教育・保育の無償化対象となる認可外保育施設

※箕面市外の施設も対象です。無償化の対象施設は、施設所在市区町村ホームページでご確認ください。箕面市内の施設は右の二次元コードからご覧いただけます。

●企業主導型保育事業

※企業主導型保育事業の地域枠利用者が対象です。



4. 補助金の申請方法

◆補助金の支払いを受けるまでの流れについて

利用料等は一旦園にお支払いください。お支払い後は4か月ごとに以下の手続きのうえ、補助の対象となる金額を、市が指定の口座に振り込みます。

◆補助金の申請方法

補助金の支払いを受けるためには、以下の申請期間に、提出必要書類を子ども総合窓口へ提出してください。郵送で提出する場合は、「郵送申込用提出書類等チェックシート」に記入のうえ、簡易書留・特定記録郵便・レターパックなど追跡確認可能な郵便で提出してください。

◆申請期間

保育施設の利用期間		保護者から市への申請期間	市からの支払時期
第1期	令和6年4月～7月	令和6年8月1日から8月31日	令和6年9月末頃
第2期	令和6年8月～11月	令和6年12月1日から12月28日	令和7年1月末頃
第3期	令和6年12月～令和7年3月	令和7年4月1日から4月30日	令和7年5月末頃

※利用月の月末までに払った保育料が対象です。

※請求期間内に必ず申請してください。

◆受付日時:月曜日から土曜日の午前8時45分～午後5時15分

ただし、祝日、12月29日から1月3日を除きます。

◆提出必要書類

- ①箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書
- ②在園していること及び月額保育料が確認できる書類
- ③保育料を支払った金額が確認できる領収書
- ④箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金請求書
- ⑤算定基準年度の課税証明書

※基準日時点で箕面市に住民票があり、市で税情報の確認することに同意していただけるかたや、年度内の申請時に提出し、内容に変更のないかたは省略できます。

利用月	算定基準年度	基準日
令和6年4月～8月	令和5年度市区町村民税 (令和4年中の収入)	令和5年1月1日
令和6年9月～令和7年3月	令和6年度市区町村民税 (令和5年中の収入)	令和6年1月1日

⑥保護者いずれもが「就労」していることを証明する書類

※同じ年度内の前の申請時に提出し、内容に変更のないかたは省略できます。

就労形態	提出書類	補足事項
被雇用	①就労証明書(就労先にて証明を受けてください) ※市の様式 	
自営業等	①就労証明書(事業主がご記入ください) ※市の様式  ②源泉徴収票または確定申告書(控)第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるもののコピー ※②がない場合、A～Fのいずれか1点	②提出できない場合、以下のA～Fのいずれか1点をご提出ください。 A. 税務署に提出されている「開業届出書(控)」 B. 保健所等から交付される「営業許可証(写)」 C. 法人設立届出書 D. 履歴事項全部証明書 E. 青色事業専従者給与に関する届出書(自営専従者の場合) F. 店舗予定地の賃貸借契約書や開業経費の支出明細等(自営業開業予定の場合)

⑦就労実績4か月分(就労証明書の就労実績欄または給与明細のコピー)

※給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合、必ず画面のコピーを印刷の上、ご提出ください。

⑧郵送申込用提出書類等チェックシート(郵送のかたのみ必要)

※郵送の場合、申請期間内に必着です。土曜日・日曜日・祝日は、すべての郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック・速達を含む)が届きませんのでご注意ください。

提出先: 〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

箕面市役所 別館2階 子ども総合窓口

5. 記入例

◆ 箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書

箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書

(宛先) 箕面市教育委員会教育長

申請者 住所 箕面市西小路●丁目●番●号
氏 名 箕面 ゆずる
(団体の場合はその名称及び代表者の氏名)

令和●年度箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金の交付を受けたいので、箕面市補助金交付規則第14条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	認可外保育施設利用者補助事業
2 補助事業の目的	多子世帯の保育料にかかる経済的負担を軽減するため
3 補助事業の内容	0～2歳児の認可外保育施設等利用者への補助
4 交付申請額	168,000 円
5 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費 200,000 円 (2) 補助対象事業費 168,000 円 (3) 補助率 84 %
6 補助事業の完了年月日	令和7年3月31日
7 補助事業の実施結果	別添のとおり
8 補助事業の効果	多子世帯の保育料にかかる経済的負担の軽減
9 添付書類	・在園していること及び月額保育料が確認できる書類 ・保育施設に支払った保育料の金額が確認できる領収書 ・課税証明書 ☒ 令和6年1月1日時点で箕面市に住民票があり、市で税情報を確認することに同意します。 ☐ 第2期分の申請時に令和6年度の課税証明書を提出しており、内容に変更はありません。 ・保護者のいずれもが「就労」していることを証明する書類 ☒ 令和6年度中の申請時に就労証明書を提出しており、内容に変更はありません。 ☐ 就労実績は、就労証明書の就労実績欄に記載されています。 ・就労実績4か月分がわかる書類（給与明細のコピーなど）

※添付書類を省略する場合、該当する□にレ点を付けてください。

※申請事項に虚偽が発覚した場合は、補助金の返還を求めます。

申請者は振込みを希望する口座名義と同じ保護者にしてください。

- (1) : 利用期間に保育施設に支払った保育料の全額
(2) : 補助金額 (請求額)
(3) : (2) / (1)

添付書類を確認してください。
課税証明書や就労証明書を省略する場合は、当てはまるチェック欄にレ点を付けてください。

◆ 箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金請求書

令和○年度箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金請求書

請求金額	百	十	億	千	百	十	円
				1	6	8	000

(宛先) 箕面市教育委員会教育長
上記の金額を請求し、下記口座に振込を依頼します。

令和○年○月○日

住所 箕面市西小路●丁目●番●号

申請者氏名 箕面 ゆずる

申請者連絡先 ●●●-●●●●-●●●●

児童氏名 箕面 もみじ (生年月日: 令和○年○月○日)

振込口座

金融機関名	〇〇 銀行・信用金庫・信用組合 △△ 農協・労働金庫・()
預金種別	普通 当座・貯蓄・その他()
口座番号	1234567
口座名義 (カタカナ)	箕面 ゆずる

* 訂正が生じた場合は、重要欄を訂正してください。請求金額の訂正はできません。
* 振込口座名義は請求者名と同一のものに限ります。

但し、箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金第○期分(令和○年○月分～令和○年○月分)として

申請者と振込口座名義は同じ保護者にしてください。